

12) 品目名：木竹酢液

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	<p>1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。</p> <p>2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による「排水基準」に掲げる物質のうち以下の物質について、当該基準に適合していること。</p> <p>(1) カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀及びセレン</p> <p>(2) その他検出するおそれのある物質がある場合は、その物質「土壌汚染の環境基準」は、液状物を想定していないため、それに代わる基準として、水質汚濁防止法の「排水基準」を採用する。</p>
規格に関する基準	<p>木竹酢液認証協議会の規格に適合していること。</p> <p>ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>
循環資源の配合率	<p>原材料として循環資源を100%（重量割合）使用していること。</p> <p>ただし、上記配合率未満であっても合理的な理由が明確に示される場合は、この限りでない。</p>

平成16年9月13日制定

平成21年8月31日改定

【参考：木竹酢液認証協議会規格】

（平成21年7月末日現在）

項 目	内 容
(1) pH	1.5 ~ 3.7
(2) 比重	1.005 以上
(3) 酸度	2 ~ 12 %
(4) 色調・透明度	黄色 ~ 淡赤褐色 ~ 赤褐色 透明（浮遊物なし）